

## 総合福祉団体定期保険 ご契約・ご加入にあたっての留意事項

企業(団体)が定める弔慰金・死亡退職金等の福利厚生規程に準拠した保険金をお支払いするしくみの保険です。



弔慰金・死亡退職金等の制度をサポート



遺族および役員・従業員の生活保障をサポート



保険料は企業(団体)負担

加入の内容は、別途ご提供している「総合福祉団体定期保険についてのお知らせ」でご確認をお願いします。

### 保険金・給付金をお支払いする場合(支払事由)

	お支払いする保険金	支払事由	支払額 ※3
主契約	死亡保険金	死亡したとき	その被保険者について定められた保険金額
	高度障害保険金	傷害または疾病によって対象となる高度障害状態※1に該当したとき	
ヴェアリアン特約 ※2	お支払いする保険金	支払事由	支払額 ※3
	特約死亡保険金	死亡したとき	主契約保険金額の一定割合 (ただし、2,000万円が上限)
	特約高度障害保険金	傷害または疾病によって、対象となる高度障害状態※1に該当したとき	
災害総合保障特約 ※2	お支払いする給付金	支払事由	支払額 ※3
	障害給付金	所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内で、かつ対象となる身体障害の状態に該当したとき	特約給付金額×給付割合表の障害等級に応じた給付割合 (ただし、通算して10割が上限)
	入院給付金	所定の不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に入院をし、かつ、その傷害の治療を目的とする入院日数が5日以上となったとき	入院初日から1日につき特約給付金額の1.5/1000 (ただし、同一事故入院について120日が上限)

※1 対象となる高度障害状態(公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。)

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※2 特約を付加しているご契約のみお支払い対象となります。

※3 対象規程に基づき、死亡退職金・障害金・身体障害に対する支給金が支払われない場合、お支払いしません。

共通	就業状況や健康状態によっては、ご加入いただけない場合がございます。
	過去に主契約保険金のお支払いを受けた方は、再度ご加入いただけません。
	保障期間中に約款に定める支払事由に該当しない場合、保険金のお支払いはできません。
	保険金・給付金額が規程上の支給額を上回る場合には、規程上の支給額が支払保険金・給付金額となります。
	引受保険会社で保有するお客さま情報により、加入・増額をお断りすることがあります。
	保険金等のご請求は、契約者（企業・団体）を通じての手続きとなります。
主契約について	死亡保険金または高度障害保険金のいずれかをお支払いした場合、保障は消滅します。
	死亡保険金・高度障害保険金は、重複してはお支払いしません。
	高度障害状態に複数該当した場合でも、高度障害保険金は重複してはお支払いしません。
	高度障害保険金について、責任開始日より前にすでに生じていた傷害または疾病を原因とする場合は、保険金のお支払い対象外となります。
ヒューマン・ヴァリュー特約について	主契約の死亡保険金および高度障害保険金が支払われない場合、特約死亡保険金および特約高度障害保険金はお支払いしません。
災害総合保障特約について	障害給付金の対象となる身体障害の状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

(注)責任開始日とは、第一生命が契約上の保障を開始する日のことをいいます。

- この資料は総合福祉団体定期保険の概要を記載したものであり、ご契約にかかるすべての事項を記載したものではありません。上記内容は、将来、変更(保険金・給付金額の減額、解約等)する場合があります。
- この資料に記載の支払事由や給付に関する制限事項などは、概要や代表事例を示しています。保険契約の詳細な内容を示す「約款」は保険契約者に配付されています。
- 第一生命の社員がお客さまから現金をお預かりすることや、第一生命の口座以外へ振込を案内することはありません。また、暗証番号をお伺いすることはありません。(第一生命の委託先代理店も同様です。)

<引受保険会社>

**第一生命保険株式会社**

C25-213-0056(2025.4.18)